

## 三重県の無形民俗文化財「上げ馬神事」 続報

動物との共生を考える連絡会 代表 青木貢一

「上げ馬神事」は、毎年4月に猪名部神社、5月に多度大社で行われており、動物との共生を考える連絡会は毎年調査し、三重県の教育委員会と薬務食品課を通じて、馬に対する暴力をなくし神事の改善を求め続けてきました。最近の5年間の出来事を経過を追って示します。

### 2008（平成20）年

猪名部神社で、馬が頭から壁に激突して鼻骨を骨折したためか、大量の出血が両鼻孔から滴り落ち足元の地面が血の海になった。観衆が注目しているにもかかわらず、そのまま馬繋ぎ場に繋留し続けた。（獣医師は、治療困難で、すぐに移動させるよう指示していた）

多度大社では、上げ馬を失敗した馬が、騎手を乗せたまま走路を逆に疾走し、観光客と関係者が巻き込まれ5名が重軽傷を負った大きな事故が起こった。

### 2009（平成21）年

猪名部神社で、右前肢の中手骨を骨折し跛行している馬を、田圃の中の道路に停車している馬運車まで、数百メートルも歩かせた（虐待）。他に、祭り関係者が、上げ馬に成功した馬に蹴られ頭蓋骨を骨折したが、命に別条がなく幸いでした。

多度大社では、祭り当日ではないが、騎手が決まって乗馬の稽古中に放馬し、その馬が走行中の自動車に衝突して死んだ、と地元の人から聞いた。

※これまでの数年間、馬に対する暴力がエスカレートしている傾向があり、多度大社でより顕著であったために、馬への虐待行為者をビデオ撮影した。

12月24日、三重県警桑名警察署に、多度大社の上げ馬神事で、馬に対する激しい暴力行為（虐待）を行っている現場のビデオ映像をもとに、暴力行為者（氏名不詳）を動物愛護管理法違反で告発した。この告発は、三重県のNPO法人「人と動物との共生をめざす会」と連絡会が共同で行ったが、この時には正式に告発状は受理されなかった。

### 2010（平成22）年

上げ馬神事の改善を求めて「虐待のない上げ馬神事へ」のビラを作成し、キャンペーンを開始し、関係各所に配布した。

告発ビデオ等を事前に三重県の関係者に見てもらった。そのためか、県教育委員会・文化財保護審議会が開催され、上げ馬神事について討議された。その結果、文化財保護審議会が、両神社と関係者に対して、「上げ馬神事を調査する」と事前に通告した。

猪名部神社で、文化財保護審議会委員の監視があったためか、前年までキャンペーンのビラにある様な激しい馬への直接的な暴力は影をひそめ認められなかった。一頭が、上げ坂にさしかかった時、馬が前のめりに頭から転倒し、騎手は前方に投げ飛ばされた。馬は、全く微動もせずそのまま息絶えた。この即死は、頸椎損傷によるものであった。死馬を搬出するために、クレーン付きのトラックが走路に入り、ブルーシートで覆われた死体を

ロープで吊り上げトラックに乗せて搬出した。投げ飛ばされた騎手は、幸いにも打撲を負った程度であった。

当神社では、垂直であった壁を傾斜（約 75°）させたためか、上げ馬成功が多いように感じた。この壁の傾斜で仰向け気味に転倒することが減ると思われるので、安全に向けて一歩前進した。

多度大社でも、事前の通告と実際の監視があったので、馬への激しい暴力的行為が認められなかった。一頭の馬が、壁に激突した時に大腿骨を骨折して起立困難に陥った。苦痛に喘ぎ横たわったままの馬の尻尾を持って立たせようとした。あろうことか、関係者の一人が馬の耳に水を注ぎ込んだ。転倒馬を無理矢理立たせて参道から神社脇の道路まで、大観衆の見守る中無理矢理歩かせた（虐待）。その後、ブルーシートで囲い直接見られないようにしてから、クレーンで生きたままロープで吊り上げ（究極の虐待）トラックに乗せた。そして、神社から少し離れた小道に移動してから獣医師が呼ばれ、予後不良でその場で安楽殺された。

両神社の上げ馬神事では、文化財保護審議会の調査が事前通告されたために、馬に対する直接的な激しい暴力はなくなった。しかしながら、一部の関係者による馬への威嚇的行為が認められた。

同年 5 月 28 日、前年の暮れに告発した件が、正式に受理されることになり、桑名警察署において、指示のもと告発状の書き換えを行った。その後、この動物愛護管理法違反事件の捜査が開始された。

## 2011（平成 23）年

1 月、文化財保護審議会は、今年も上げ馬神事を調査すると両神社側に通告した。

2 月 25 日、桑名警察者は、告発したこの事件の捜査を終了し、8 名の被疑者と氏名不詳の 3 名の被疑者の書類を津地方検察庁四日市支部に送致（書類送検）した。

猪名部神社で、監視があったため、激しい虐待はなかった。一頭が、壁に激突して転倒し、数分後やっと起立したが、歩行困難な様子であった。苦痛に喘いでいる馬を、走路から馬場入り口付近まで数百メートルも無理矢理歩かせた（虐待）。ついに力尽きその場に倒れ込み起立不能になった。その場に獣医師が呼ばれ、肩甲骨の骨折との診断で、予後不良で安楽殺された。一部関係者による馬への威嚇的な行為が認められた。

多度大社では、馬への激しい暴力がなく、事件事故もなく神事が行われた。残念ながら、一部関係者による馬への威嚇的行為が認められた。

10 月 31 日付けで、津地方検察庁四日市支部から、告発した事件に対する処分通知書が送付された。その内容は、8 名の被疑者と 3 名の氏名不詳の被疑者を嫌疑不十分で不起訴とするものであった。

後日、津地方検察庁に出向き、担当検察官から不起訴にした理由の説明を受けた。主な理由は、○動物愛護管理法に、殴る、蹴る、精神的に追い詰めるなどの行為が虐待であると記載がない、○その暴力行為によって、馬に異常が認められない、○この暴力的行為に

対して、他の人から告発がない、○一般の人は虐待とっていない、などであった。

我々は、検察の判断を仰ぐために告発したのではなく、裁判所の判断がいかなるものかを知りたくて告発したものである旨を伝え、決定が覆ることがないのを承知しながらも不満を申し述べた。

## 2012（平成 24）年

猪名部神社で、一人の騎手が坂の途中で転倒した時に投げ出され、ぐったりして意識が無くなった状態に陥って担ぎ出された。翌日には、その地区の騎手が交替した。壁が傾斜しているが高さが高すぎるせいか、この他にも危険な転倒や放馬もあって関係者が巻き込まれる恐れがあった。また、騎手の騎乗時と本番での落馬が目立った。

今年は、騎手、祭礼関係者、観客、祭馬にとって安全な神事とするための厳守事項が定められ、特に警察からも強く求められた。その為か、馬への直接的暴力は、さらに減っていた。それにもかかわらず、馬を威嚇する行為が目立ち、そのため馬が過剰に興奮して暴れた（暴れさせた）。

多度大社では、猪名部神社に比べて馬への暴力は殆どなくなり、問題はほんのわずかであった。馬への暴力をなくそうとする意志が強く感じられ、札付きの胡散臭い人物がいなくなっていた。残念ながら、壁が垂直のまま、高さも高いままのため、危険な場面がいくつもあった。騎手が乗馬してスタートする前後、上げ馬本番、上げ馬の後で神社に向かって拝礼する場所等での落馬が目立った。

今年は、両神社とも故障馬が出なかったことは良かったが、騎手および関係者が、生命の危険が及びそうな場面がいくつか認められた。

今年の注目すべきことは、たまたま見た NHK とメーテレのテレビ報道が、例年なら上げ馬成功を正面からとらえた画像を放映していたが、今年はこの場面の他に、反対側から壁に向かって撮影し、両社ともが、上げ馬に失敗した馬が仰向け気味に転倒し、騎手も転げ落ちて巻き込まれそうな危険な場面を放映した。後日、BS 日テレは、選ばれた一人の騎手を対象に、上げ馬本番までを取材して放映した。この中で、上げ馬に成功した時に、この騎手が投げ飛ばされた場面があった。

## 良くなったこと

◎三重県全体で、上げ馬神事が、馬への虐待をなくし無形民俗文化財としてふさわしい祭りにするための対応が認められた。その結果、両神社で馬への直接的な激しい暴力（虐待）が、明らかに減少した。多度大社ではそれが顕著に認められ、猪名部神社では一部に問題があるが間違いなく減っていた。

◎明らかに飲酒して酔っぱらっている未成年者がいなくなった。さらに、大人の酔っぱらいも減っていた。

◎猪名部神社では、坂上の垂直（90°）だった壁を傾斜（約 75°）させたが、高さは変わっていない。このことで馬が仰向けに転倒することが減ると思われるので、安全に向けて

一歩前進したものと評価しています。

## 問題点

●馬に対する直接的な暴力はなくなったが、馬の前で大声で怒鳴る、腕、ロープ、法被等を振り回して威嚇する、水をいきなり腹部に掛ける、小石や砂を投げつける、長鞭を振り回す、などを行い、馬に恐怖心や不安感を抱かせて過度に興奮させる行為が認められた。その結果、馬が暴れ、立ち上がった、跳ねたり、蹴ったりしたものが多く見られた。

●残念ながら、猪名部神社では、繰り返し馬の腹部を殴ったり、蹴ったりして虐待した者がいた。

●未成年の若者が騎手に選ばれ、たった 1 ヶ月間の乗馬の稽古だけで、否応もなく本番に挑まされている。馬を制御できない未熟な騎手が馬に跨るのだから、騎乗時に馬を落ち着かせるべきなのに、逆に興奮させて馬を暴れさせるので、落馬が多かった。今年は、それ以外でも、落馬、人馬転が多く認められ、中には非常に危険な場面があり、避けられたのは運が良かったと言える。

●今年は幸いにも事故馬が発生しなかったが、この数年、馬が重度の障害を負って予後不良で、安楽殺されているにもかかわらず、県教育委員会・文化財保護審議会は、単なる事故でやむを得ないとして不問にした。犠牲になった馬がどのくらいいたのか、調査もなく統計すらない。犠牲になった馬達が哀れであり、馬の犠牲をこれ以上出さないために、何らかの対策を講ずるべきであろう。

●故障した馬の取扱いは、無理矢理歩かせること、生きたままロープで馬を吊り上げてトラックに乗せることなどは、苦痛に喘ぐ馬を更なる苦難に陥らせることになるので、虐待的行為と言える。故障した馬の搬送は、クレーン付きトラックを待機させるのではなく、走路に入れる馬運車を用意して、事故馬のもとに行き、馬に乗せるべきである。

●諸悪の根源と言えるものは、坂上に築かれた壁であり、その高さや角度が問題であることは言うまでもない。壁の高さが、国際馬術界が定めている固定障害物の高さ（1.2m が国際標準）を大きく逸脱して 1.7～2.0m になっている。この国際標準は、上り坂の上に築かれる固定障害物を考慮したものではなく、ほぼ平らな地面での障害物の高さを規定したものである。さらにこれに加えて、途中から反り返った逆傾斜（オーバーハング）や垂直な壁は、極めて危険なものと言え、仰向けの転倒、転倒した馬が坂を転げ落ちるときなどで巻き込まれる可能性がある危険な構造となっている。

未成年の騎手と坂に並ぶ青少年達の安全のために、自主的に壁の高さを低くし、壁を傾斜させる（猪名部神社は傾斜させた）ことを、切に願うものです。

※ 上げ馬神事は、青少年による格調高い和装での和式馬術になりうるものなので、危険に挑ませるのではなく、事故もなく安全に行きこそ神聖なものと言えでしょう。